

岩手県告示第461号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めた。

なお、同条第5項の規定により、平成25年6月17日から同年7月12日まで関係書類を縦覧に供する。

平成25年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
市野々地区（区画整理）	当該土地改良事業計画書の写し	一関市役所
市野々地区（農業用排水施設）	当該土地改良事業計画書の写し	一関市役所